

大田市告示第145号

大田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱（平成22年大田市告示第31号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月12日

大田市長 楫野弘和

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、第3条第2号中「1年」とあるのは「6月」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、令和3年5月12日から施行する。